

## 英国が2019年財政法案の草案を発表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、下記サイトからご覧になれます。

[www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html](http://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html)

英国政府は2018年7月6日、2019年財政法案に盛り込まれる予定の草案条項を発表しました。これらの草案条項に関するコンサルテーションが、2018年8月31日まで実施されます。これらの条項に加えて、別途2018年秋の財政法案の発表時又はそれ以前に、その他の条項が発表される可能性があります。今回の発表では、多くの技術的注釈やその他の関連文書も公表されています。

発表された草案条項の主な内容は以下の通りです。

- ▶ **非居住者が英国の不動産から稼得したキャピタルゲインへの課税:** 当該課税は、英国非居住者法人の不動産賃貸所得に対する法人税の課税(次項を参照)と並行して実施されるものであり、非居住者に係るキャピタルゲイン規定の重要な変更となります。2019年4月6日より、居住ステータスに関わらずすべての(法)人に対して、あらゆる種類の英国不動産の直接的又は間接的な処分により稼得したキャピタルゲインに対し、英国の租税が課される可能性があります(限定的な適用除外あり)。2019年4月6日を基準とする課税標準の調整(すなわち、課税標準を2019年4月6日現在の市場価値と一致させるための調整)が行われますが、特定の状況においては取得原価を課税標準として使用する選択も可能です。
- ▶ **英国非居住者法人の不動産所得及びキャピタルゲインに対する法人税:** 英国の不動産事業を営んでいるか又はその他の英国不動産を保有する英国非居住者法人の不動産所得には、2020年4月6日から法人税が課されます。非居住者法人による英国不動産の処分には、2019年4月6日から法人税が課されます(当初19%、2020年4月から17%に引下げ)。

- ▶ **欧州連合(EU)の租税回避防止指令:** EUの租税回避防止指令を遵守すべく、外国子会社合算税制(CFC)、ハイブリッド・ミスマッチ・ルール、及び出国税に関するルールの改正が提案されています。英国は2019年3月29日にEUを離脱する予定ですが、英国の離脱前又は予想される移行期間中に同指令の導入が要求される範囲において、同指令を国内法制化している必要があります。なお、提案されている改正のうち、ハイブリッド・ミスマッチ・ルール及びCFCルールに関しては、日本企業への影響は限定的と考えられます。詳細については、この項目を特集したEYのアラートをご参照ください。
- ▶ **その他の主な変更**
  - ▶ 法人の支払利子の損金算入制限規定について、特定の分野の修正及び明確化のための変更が加えられます。また、報告会社の選任に係る通知期限が6カ月から12カ月に延長されます。
- ▶ 2017年4月に導入された欠損金の繰越控除制度に、いくつかの軽微な変更が加えられます。
- ▶ リース会計に関する国際財務報告基準(IFRS)第16号の導入を受け、会計上の取扱変更後も税務上の取扱いが、引き続き制度上の趣旨に合致したものになるよう変更が行われます。財務諸表の移行時調整(該当する場合)による軽減税額をリース期間全体にわたって配賦するルールが設けられます。

これらの条項が盛り込まれる予定の財政法案(第3次)は、秋季予算の後に正式発表されると見込まれています。その後政府は、現在の課税年度の終了に先立ち、2019年3月中の成立を目指すこととなります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

#### EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス	パートナー	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
ヨアヒム・ストッブズ	パートナー	joachim.stobbs@jp.ey.com
クレア・ブル	シニアマネージャー	clare.bull@jp.ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

##### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

##### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180809

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)